

吉松都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，吉松都市計画区域においては，「人・自然・文化が共生する豊かな「よしまつ」の創造」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

吉松都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
交通施設の都市計画の決定の方針	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	6
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
主要な市街地開発事業の決定の方針	7
市街地整備の目標	8
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	8
基本方針	8
主要な緑地の配置の方針	9
実現のための具体の都市計画制度の方針	10
主要な緑地の確保目標	10

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

吉松都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする九州縦貫自動車道や熊本県水俣市を起点とし宮崎県高岡町を終点とする国道268号の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、県北端、宮崎県境に位置しており、東は霧島の山々、西は九州の骨格を成す山々が連なり、その間には九州三大河川に数えられる川内川が貫流している。緑豊かな山麓を背景とした川内川流域においては、肥沃な土地条件のもと水田地帯が広がっているほか、多様で質の高い泉質を誇る温泉群、湧水群が分布するなど、自然豊かで特徴的な地域環境を形成している。

本区域は、歴史的にみれば、鉄道との結びつきが強く、肥薩線と吉都線の分岐点にあたるJR吉松駅が、明治後期から昭和にかけて農林産物の集約駅として利用されるなど、交通の要衝として発展してきた経緯がある。しかしながら、近年においては、鉄道の合理化や道路交通基盤の発達等により鉄道利用者が減少し、当時のような駅前の活気が失われているほか、都市部への人口流出や高齢化も進行しており、地域全体の活力低下が課題となっている。

今後、本区域が鉄道の町として栄えた頃のような活気ある魅力的なまちとして再生を遂げるには、定住人口の確保と交流人口の拡大を基調としたまちづくりが必要であり、このようなまちづくりを進めるためには、吉松だけが持つ資源を活かす観点が必要である。吉松の資源とは、長い歴史をもって守り築きあげてきた自然、文化、人(活動基盤)であり、これらのまちの財産を今後より一層の発展を遂げるための礎として有効に活用し、組み合わせ、相乗効果を創出することが重要な課題である。

このようなことから、吉松町総合振興計画のまちづくりの目標を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

人・自然・文化が共生する豊かな「よしまつ」の創造

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

安心・快適な居住環境の創造

広域的交流や地域内の一体性を増進する質の高い交通体系の形成、効率的・効果的な生活排水処理体制の構築、治水・治山等の防災対策の実施など総合的な都市基盤整備を進め、快適性、利便性、安全性を兼ね備えた居住環境の確保に努める。

交流を拡大する力強い産業環境の創造

自然や歴史・文化などの地域資源を効果的に活用しながら，川内川上下流域など県内外各地域との連携を図り，交流人口の拡大を誘導する拠点を整備する。また，利便な地域条件等を活かして産業機能の効果的な誘導を図り，活気ある街なか商業地の形成など，定住に結びつく自立的な産業環境の確保に努める。

豊かな感性を育む地域環境の創造

吉松の魅力である多様で豊かな自然的環境の保全を図るとともに，このような地域資源を活かしつつ，憩い，学習，文化活動の場の確保を図るなど，人々の生活や価値観の多様化等に対応し，地域資源の存在価値を高める環境整備に努める。

2) 地域毎の市街地像

駅前市街地地域

まちづくりを進める上での重要な「広域都市軸」である国道のほか，鉄道も通り，公共公益施設や店舗が集積している区域中央部の停車場地区・中津川地区を駅前市街地地域として位置づける。

当該地域では，市街地の骨格を成す道路の整備を進めるとともに，活気ある商業地やゆとりある良質な住宅地の形成といった計画的な土地利用，吉松らしい街並みの誘導などに努め，まちの玄関口として，また，住民生活における中枢としてふさわしい「都市中心核」の形成を図る。

霧島山麓地域

緑豊かな山々が連なる区域東部の地域は，霧島山麓地域として位置づける。当該地域においては，災害対策との調和を図りつつ，その豊かな自然環境と美しい景観の保全を図るほか，竹中池，池平公園及び九州縦貫自動車道パーキングエリア周辺において，特徴的な自然の中で憩い，交流することのできる「観光・レクリエーション拠点」の維持・形成を図る。なお，竹中池については，川内川を中心とした「水と緑の軸」により構成される広域観光ネットワーク上の中核として位置づける。

大原周辺地域

区域北西部に位置する大原地区においては，良好な泉質を誇る温泉や周囲の緑豊かな自然環境を効果的に組み合わせながら，自然を背景に農業や人とのふれあいを楽しみ，滞在することのできる「観光・レクリエーション拠点」の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域では，鉄道の町として栄えていた昭和中期をピークとして以降，

人口流出が進んでおり、今後の人口も減少傾向で推移すると予測される。

また、商品販売額や製造品出荷額は、今後微増すると予測されるが、これらの産業による将来的な土地需要に対しては、市街地で、市街地骨格を成す都市計画道路を中心として順次計画的な整備を進めていることから、急激かつ無秩序な市街化の拡大は見込まれないと判断される。

一方、市街地外の地域については、吉松らしさを構成する一団の優良農地や緑豊かな山林が広がっているが、これらについては、既に農業振興地域の整備に関する法律や森林法による土地利用規制により良好な自然的環境の保全が可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

区域中央部に位置するJR吉松駅前及び国道268号の沿道周辺部は、地域住民をはじめ多くの人々が利用する空間としてのポテンシャルを有効に活用する商業・業務地として位置づける。

商業・業務地では、近隣住民の生活を支える店舗や沿道利用型の施設等の立地を適正に誘導し、まちの玄関口、まちの中核としてふさわしい活気あふれる空間の形成に努める。

b 住宅地

区域中央部の既成市街地のうち、国道268号や県道吉松停車場線などの幹線道路沿道を除いた地域については、のどかな田園風景に溶け込んだ快適な生活環境を確保する住宅地として位置づける。

住宅地では、住民の日常生活に対応した店舗等についても立地を許容するものとし、道路などの生活基盤整備や低未利用地の有効活用等を図りながら、良好な居住環境の形成に努める。

土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

川内川流域や区域東部の霧島山麓などに広がる農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

区域中央部を北から南へ貫流している川内川及び川内川流域を挟むようにして連なる区域東西の山々は、都市の骨格を成す要素であるとともに、多様な野生動植物が生息する良好な自然環境であることから保全に努める。

また、竹中池など清らかな湧水が満ちあふれる溜池や、社寺等の歴史的・文化的資源と一体となった樹林など、区域全体に散在する自然環境についても、まちの個性を表現する要素であるとともに良好な居住環境の維持・形成に結びつく要素であることから保全に努める。

d 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

まちの特性である美しい自然景観の維持を念頭に置きながら、活力とうるおいのあふれるまちの実現に向けて取り組むものとし、既存集落や市街化ポテンシャルがある幹線道路沿道等においては、開発許可制度や建築形態規制等に基づき、開発行為の適切な規制・誘導に努める。

吉松パーキングエリア周辺部や大原地区における観光・レクリエーション拠点の配置など、自然的土地利用から都市的土地利用への転換を伴う計画・構想については、周辺の自然環境や生態系との調和、及び既存都市機能との連携等に考慮した適正かつ効果的なものとする。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、南北方向に九州縦貫自動車道、国道 268 号が位置しており、広域的に都市間を結ぶ道路は川内川に沿って配置されている。

区域内外多くの人に利用され、本区域の交通軸を成す国道 268 号については改良済みであるものの、これと並行し、南北方向の交通機能を補完している県道木場吉松えびの線については、市街地内を中心として、幅員狭小な箇所が見受けられる。市街地内の安全な居住環境を確保することはもとより、災害に強く、より利便で地域経済への波及効果が得られる交通体系を構築するため、上記路線の早期改善を図ることが必要である。また、利便性を向上し、地域の均衡ある発展を目指すため、南北方向の路線のみならず、東西方向の路線も整備・改善していくことが必要である。

なお、交通体系の整備にあたっては、高齢化の進行や災害発生の可能性のある地域条件等を踏まえ、多角的に取り組んでいく必要がある。

このようなことから、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもと整備を進める。

国道と連携し、市街地内並びに都市全体の安全・利便な交通の軸として機能する南北方向路線の形成を図る。

地形分断性を緩和し、地域の均衡ある発展を誘導するため、鉄道と交差

する路線の改良整備を図る。

地域特性や社会情勢に適応した質の高い交通空間の形成を目指し、関係機関との連携を図りながら適宜既存施設の機能強化を図る。

交通施設へのユニバーサルデザインの導入や沿道緑化により、誰もが安心・快適に利用できる交通空間の形成を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

国道や県道を軸とした利便な交通体系の形成及び区域の実状や社会情勢等に対応した質の高い交通空間の形成を図るべく、以下の方針により道路を配置する。

種 別	配 置 の 方 針
都市幹線道路	都市及び市街地の骨格を形成し、円滑な交通を確保する路線として以下を配置し、拡幅整備等を図る。 川内川西岸において市街地内を縦貫する路線： 都市計画道路 7・6・5 号四ツ枝市原線（県道木場吉松えびの線） 川内川西岸において、市街地と吉松町・宮崎県えびの市を結ぶ路線： 県道木場吉松えびの線 川内川西岸において、鉄道を介し、市街地と菱刈町を結ぶ路線： 県道川西菱刈線
その他	既存道路については、交通量の増大や高齢化の進行等に対応し、拡幅や交差点改良などを適宜行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
道路	都市幹線道路の整備： 都市計画道路 7・6・5 号四ツ枝市原線（県道木場吉松えびの線） 県道木場吉松えびの線 県道川西菱刈線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、合併処理浄化槽による処理を進めているが、普及率は充分でなく、川内川など公共水域での水質悪化が懸念されている。このため、今後は「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、合併処理浄化槽の普及を図ることはもとより、人々の生活様式の高度化等を考慮した効率的かつ効果的な処理方法導入に関する調査・研究を含めて取り組み、衛生的な居住環境の形成、並びに自然環境との共生に努める。

河川については、九州三大河川に数えられる川内川が、中小多くの支流を抱えて区域中央部を貫流している。大河川の流域に多くの人々が居住する本区域においては、水害に対する安全性の確保が重要な課題であることから、洪水による災害に対応するため、川内川の改修を進めるとともに、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

「鹿児島県下水道等整備構想」に基づいて、当面は合併処理浄化槽による処理人口の確保に努め、概ね20年後には、区域全体で約半数の人口が処理可能となる水準を確保することを目標とする。

2) 河川

川内川等の主要な河川については、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

合併処理浄化槽による対応を主体に置きつつ、停車場地区や中津川地区などある程度の人口集積が見られる地区において公共下水道の適用可能性を探ることをはじめ、各地区の特性に応じた処理方法の調査・研究を行い、適正な処理体制の構築に努める。

イ 河川

本区域には、川内川、桶寄川等の河川がある。このうち川内川や桶寄川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
河 川	一級河川 川内川の改修及び中津川地区の水辺の築校整備 桶寄川の内水排除ポンプ施設整備

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

快適な居住環境や美しい地域環境等の維持・形成のために必要な公共公益施設については、既存施設の適正な維持・管理に努めるとともに、広域圏における本区域の役割、周辺環境との調和、住民の利便性確保等に留意しながら必要に応じて施設の新設等、拡充整備を図っていくものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域で排出されるごみは、区域外にある吉松町一般廃棄物最終処理場等に対応している状況にある。

今後においては、周辺市町との広域的な連携による適正かつ効果的なごみ処理・再資源化を行う一方で、住民に対してはごみの排出抑制及びリサイクル意識の向上を促し、官民一体となって環境にやさしい循環型社会の実現に努める。

イ し尿処理施設

本区域で排出されるし尿や浄化槽汚泥は、栗野町内の栗野町・吉松町衛生処理組合によるし尿処理場において対応している状況にある。

今後においては、こうした広域的な取り組みと、区域の生活排水処理体制との整合等に留意しながら、計画的かつ効率的な収集・処理に努める。

c 主要な施設の整備目標

本区域では、現在のところ、概ね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、都市化の進展等により必要が生じた場合においては、周辺市町を含めた広域的な取り組みとの調整のもと、適宜整備を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

建物の密集等が見られ生活環境の改善が必要な箇所、市街化の進展を見越して先行的な基盤整備が必要な箇所、及び今後計画的に都市機能の配置や宅地供給を行う箇所等については、適切な整備手法や規制・誘導方策の導入を検討のもと、良好な地区環境の確保に努める。

中でも、多くの人暮らし集うまちの中心的生活の場であるとともに、観光客など多くの人を出迎えるまちの玄関口である既成市街地については、優先的かつ効果的なまちづくりを行うことの必要性から、地区の状況に適応した計画的な市街地整備を図り、快適・利便な居住環境、並びに交流人口の拡大を誘導する市街地環境の形成に努める。

市街地整備の目標

本区域では、現在のところ、概ね10年以内に実施することを予定する市街地整備方策はないが、JR吉松駅前など効果的なまちづくりが求められる地区に対しては、市街地整備方策導入に関する調査・研究を適宜実施する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域には、九州三大河川に数えられる川内川をはじめ、多くの河川が流下しているほか、流域の平坦地には肥沃な地質を活かした優良農地が広がり、さらには、これらを挟むようにして緑濃い森林が茂る山々が連なっている。また、こうした水と緑の豊かな自然的環境の中には、歴史的・文化的な資源も数多く分布しており、美しく風土の香る多彩な地域環境を形作っている。自然的環境は、人々の経済活動の基盤として、観光・交流の資源として、美しい景観を構成する要素として、さらには防災に結びつく緑地として重要な役割を果たしており、何より先人が守り育ててきた貴重な地域資源である。

このようなことを踏まえ、本区域では以下の方針に基づいて自然的環境の整備又は保全を図り、地域資源が有する存在価値の向上、及び安全・快適で美しい地域環境の形成に努める。

川内川や霧島山麓など、本区域の都市骨格を形成し、野生動植物の生息・生育地等としても機能している自然的環境の適切な整備・保全を図り、快適で安全な地域環境の形成に努める。

都市部に無い豊かな自然的環境の保全を図るとともに、これらを多角的な視点で活用して個性的なレクリエーション空間の整備を図り、多様な交流を促進する地域環境の形成に努める。

霧島山麓など、景観構成の基盤をなす美しい自然的環境の保全に努めるとともに、歴史・文化等の様々な景観資源を活用し、個性豊かな地域景観の形成に努める。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	川内川，山岳丘陵地	区域中央部を貫流している川内川及びこれを挟むように連なる区域東西の山岳丘陵地は，都市の骨格を形成する自然的環境であるとともに，多種・多様な野生動植物の生息・生育地であることから，保全に努める。
	竹中池	川添地区に位置する竹中池は，周辺部を含め非常に多くの野生動植物が生息しており，湧水を水源とする水は，生活用水，観光資源等として活用されるなど，重要な存在価値を有する自然的環境であることから，水質等の保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	吉松公園などの既存公園・緑地の現状や人々のレクリエーションニーズ等を考慮しながら公園・緑地を適正に配置する。 併せて，温泉や池などの地域資源とのネットワーク化により，面的に機能する観光・レクリエーション地の形成に努める。
	池	川添地区の竹中池をはじめ，区域全体に点在する池は，人と自然及び都市と農村の交流を促進する空間として活用を図るものとし，親水レクリエーション型，環境体験・学習型，環境観察型，広域交流型など，池の現状に基づいた機能分担，及び周辺環境との調和に配慮した整備を検討する。
	大原地区	区域北西部の大原地区では，緑豊かな自然環境を背景に，農業や人とのふれあいを楽しみ，滞在することのできる拠点の整備を進める。
	霧島山麓内（池平公園，吉松パーキングエリア）	霧島山麓では，自然環境や歴史・文化を活用しながら人々の交流促進や地域経済の活性化を誘導する質の高いレクリエーション空間の形成に努め，池平公園の機能充実を図るほか，九州縦貫自動車道吉松パーキングエリアと一体となった広域観光交流拠点の整備検討を行う。
	主要な河川	川内川や桶寄川などの主要な河川については，現状の環境に配慮しつつ，親水性の高い水辺空間の形成に努める。

c 防災系統の配置	区域全体	災害発生時における安全性確保のため、避難地となり得る既存公園・緑地の維持を図るとともに、既存避難地の配置状況等を考慮しながら、避難地としての公園・緑地や避難路としての緑道の確保に努める。
	山岳丘陵地	急傾斜地崩壊危険箇所とされる地区など、災害発生危険性のある箇所の市街化抑制を図り、災害の未然防止に努める。
d 景観構成系統の配置	区域全体	開発行為の規制・誘導や修景・緑化等により、川内川や山岳丘陵地が織りなすのどかな風景の維持に努める。
	池，社寺林等	清らかな湧水があふれる竹中池等の池、区域南部の永山古墳群周辺の樹林及び北部の鶴丸八幡神社、菅原神社、日枝神社等の社寺林など、区域全体に散在する自然的環境は、地域の個性、豊かな郷土景観を醸し出す要素であることから保全に努める。

実現のための具体的都市計画制度の方針

環境保全，レクリエーション，防災，景観形成等の観点からみる系統的な緑地配置の一環として，区域全体における量的，位置的な配分等を考慮しながら都市公園の配置検討を行い，整備に努める。

また，霧島山麓や竹中池などのシンボル性の高い自然環境，歴史的・文化的な資源等と一体となって良好な景観を形成している樹林，地域住民から保全の要望の高い地区などについては，他法令との調整を図りつつ，自然的環境の保全を目的とする地域地区や条例・協定の適用を検討し，保全に努める。

主要な緑地の確保目標

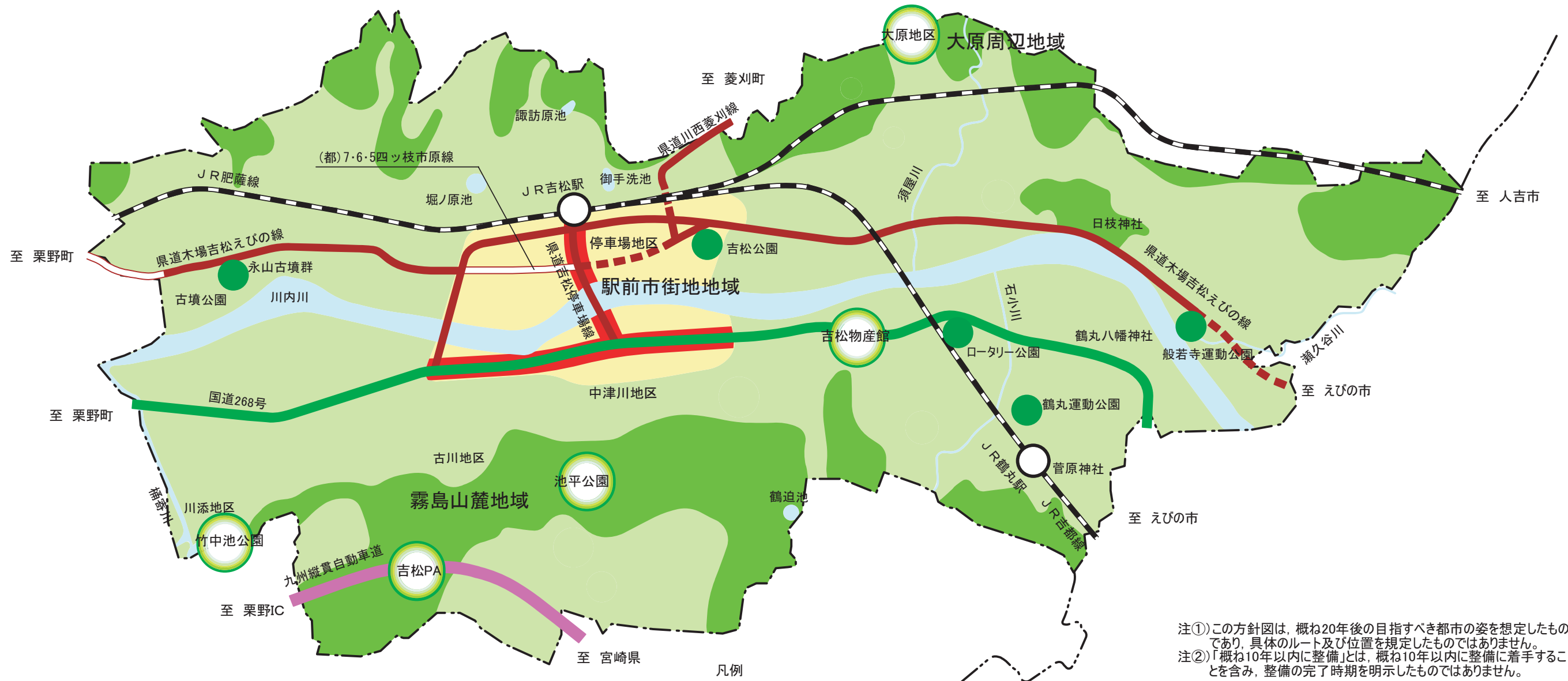
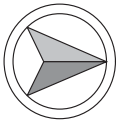
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備を行う予定のある都市公園はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定をおこなう予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

吉松都市計画
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



注①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
注②「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

	住宅地		鉄道		公園・緑地
	商業・業務地		高規格幹線道路(概ね整備済み)		河川・湖沼
	農業ゾーン		主要幹線道路(概ね整備済み)		都市計画区域界
	樹林地ゾーン		都市幹線道路(概ね整備済み)		行政区境界
	観光・レクリエーション地区		都市幹線道路(概ね10年以内に整備)		
			都市幹線道路(概ね10年以降)		

